

【船員保険事業関係】**I. 事業運営の基本方針**

協会が保険者として船員保険事業を運営するに当たっては、協会の理念（基本使命・基本コンセプト）を踏まえた上で、「船員保険事業を通じ、わが国の海運と水産を支える船員と家族の皆様の健康と福祉の向上に全力で取り組む」という基本的な考え方に立って、加入者や船舶所有者の意見を反映した、自主自律かつ公正で効率的な事業運営に取り組む。

第一に、船員労働の特殊性に応じた事業ニーズを十分踏まえた事業運営に努めるとともに、船員保険協議会における十分な議論などを通じて、船員関係者のご意見を適切に反映する。また、加入者や船舶所有者の視点に立って積極的に情報提供等を行う。

第二に、健診結果データ等の分析に基づき、加入者の健康の保持増進を図るための事業計画として策定した船員保険データヘルス計画について、第 1 期最終年度の取組みを着実かつ効果的に実施すること等を通じて、加入者の健康づくりを効果的かつ効率的に支援、促進し、ひいては医療費負担の軽減を実現することができるよう努める。加えて、第 1 期の実施状況の検証と船員保険における健康課題を踏まえ、第 2 期の船員保険データヘルス計画を策定する。

併せて、特定健康診査や特定保健指導の実施率の向上を図るための各種取組みをより強化するとともに、加入者一人ひとりの生涯を通じた健康生活の支援や船舶所有者における健康づくりの支援を推進するなど、総合的な取組みを継続する。

第三に、中期的な財政見通しや医療保険制度改革の影響等を踏まえ、保険者としての健全な財政運営に努める。

また、加入者の負担を軽減し、効率的な医療の提供を図るため、自動点検機能を活用したレセプト点検の効果的な実施、医療費通知やジェネリック医薬品の使用拡大などの取組みを推進するとともに、サービススタンダードを年間を通じ達成するなど、常にサービスの向上に努める。

併せて、PDCA（計画、実行、評価、改善）サイクル等を通じた効率化や日本年金機構等の関係機関との連携に努める。

なお、平成 29 年度から他機関との連携が開始されるマイナンバー制度について、随時、日本年金機構ほか関係機関との調整を行い、安定的な運用を図る。

Ⅱ. 重点事項

1. 保険運営の企画・実施

(1) 保険者機能の発揮による総合的な取組みの推進

加入者の健診結果データ及びレセプトデータ等の収集・分析による加入者の健康状態の特性の把握に努める。また、船員保険の健康課題であるメタボリスク保有率及び喫煙率の減少を目標として船員保険データヘルス計画を着実に実施するとともに、PDCAサイクルに則り、第2期の船員保険データヘルス計画を策定する。

加えて、加入者の疾病の予防や健康増進、さらには医療費の適正化を推進するため、以下の取組み等を総合的に推進する。

- 加入者や船舶所有者に対する積極的な情報提供及び意見収集
- ジェネリック医薬品の更なる使用促進
- レセプト点検の効果的な推進
- 保健・福祉事業の効果的な推進

(2) 情報提供・広報の充実

利用者の立場からわかりやすい、時宜を得た情報提供・広報を積極的かつ計画的に実施する。

- ① 幅広い広報を実施するため、船員保険制度の説明パンフレットを労働基準監督署や年金事務所等の関係機関に配置するとともに、日本年金機構と連携を図り、船舶所有者に送付する保険料納入告知書に船員保険事業のチラシを同封する。
- ② 船員保険の運営状況等について理解を深めていただくため、年に一度、加入者や船舶所有者等に「船員保険通信」を送付する。
- ③ 関係団体の協力を得て、船員関係機関誌や海運関係機関誌等による情報提供を効果的に活用するなど、定期的かつ効率的な広報を実施する。
- ④ ホームページにタイムリーな情報記事を掲載するほか、メールマガジンの利用者の拡大に努め、積極的かつ定期的な情報提供を行う。

(3) ジェネリック医薬品の使用促進

ジェネリック医薬品の更なる使用促進に向け、広報を強化し、ジェネリック医薬品に切り替えた場合の自己負担額の軽減効果等を通知するサービスについて、通知対象者の一層の拡大を図った上で、年2回の通知を継続するとともに、ジェネリック医薬品の希望を申し出いただく際に利用いただける「ジェネリック医薬品希望シール」を配付する。

加えて、被保険者に比べて使用割合の低い被扶養者の使用促進に向けて、被扶養

者へ直接案内を送付する軽減額通知サービス等の機会を活用して効果的な広報を実施する。

(4) 健全かつ安定的な財政運営の確保

中期的な財政見通しを踏まえ財政運営の状況を適切に把握・検証し、医療費の適正化、業務改革、経費の削減等のための取組みを強化するとともに、加入者の疾病予防、健康増進、医療の質の向上等のための取組みを総合的に推進し、中長期的に安定的な財政運営を確保する。

2. 船員保険給付等の円滑な実施

(1) サービス向上のための取組み

- ① 加入者等のご意見や苦情等を迅速に業務に反映するよう、お客様満足度調査を実施し、船員保険部内に設置したサービス向上委員会においていただいたご意見等の改善等に向けた検討を行うなど、更なるサービスの向上を図る。
- ② 職務外給付については、サービススタンダード（申請の受付から給付金の振込みまでの期間：10営業日）の状況を適切に管理し、年間を通じ100%の達成を目標に着実に実施する。
- ③ 申請書等の様式や記載要領等について、加入者等からみてわかりやすいものとなるよう、改善に努めるとともに、簡素化を図る。

(2) 高額療養費制度の周知

- ① 平成29年8月及び平成30年8月に2段階で実施される、70歳以上の高齢者に係る自己負担限度額の見直しについて周知する。
- ② 高額療養費の支給決定通知書に、限度額適用認定の利用をご案内するチラシを同封する等、限度額適用認定証の更なる利用促進を図る。また、高額療養費の未申請者に対し、支給申請の勧奨を行う。

(3) 職務上の事由による休業手当金等の上乗せ給付等の申請勧奨

厚生労働省より船員に係る労災保険の給付データの提供を受け、職務上の事由による休業手当金等の上乗せ給付や特別支給金等の未申請者に対する申請勧奨を漏れなく実施し、その着実な支給を図る。

(4) 保険給付等の業務の適正な実施

- ① 職務外の事由による傷病手当金等の給付、職務上の事由による休業手当金の上乗せ給付及び独自給付、経過措置として協会が支給することとされた職務上の事

由による年金、新たな特別支給金などの保険給付等を正確かつ迅速に支払う。なお、必要な場合には実地調査等を実施し、給付の適正化を図る。

- ② 下船後の療養補償について、医療機関等に療養補償証明書を提出したときは、当該療養補償証明書を船員保険部に提出する必要があること等、加入者や船舶所有者等に対し、適切な申請がされるよう周知を図る。
- ③ 柔道整復施術療養費について、多部位かつ頻回の施術が行われている申請等に加え、長期受診となっている申請に対する文書照会等を実施するなど、適正受診の促進を図るとともに、不適切な申請事例については厳格に対応する。

(5) レセプト点検の効果的な推進

自動点検システムを活用し、東京支部との連携の下、効率的なレセプト点検を実施するとともに、研修の充実、抽出条件等の蓄積、点検員の知見・査定事例の共有化を推進し、点検技術の向上に努め、点検効果額を引き上げる。

(6) 被扶養者資格の再確認

高齢者医療費に係る拠出金等の適正化及び被扶養者に該当しない者による無資格受診の防止を図るため、被扶養者資格の再確認を、日本年金機構との連携の下、船舶所有者等の協力を得て、的確に行う。

(7) 無資格受診等の事由による債権の発生抑制及び早期回収

債権の発生を抑制するため、加入資格を喪失された方からの保険証回収について、文書等による催告などを通じて回収を促進する。

また、不適正に使用された医療費等を早期に回収するため、資格喪失後受診等により発生する返納金債権等については、文書等による催告や支払督促等の一連の手続きにより早期かつ確実な回収に努める。

3. 保健事業の推進、強化

(1) 保健事業の効果的な推進

船員保険データヘルス計画について、加入者のメタボリスク保有率及び喫煙率の減少という目標の達成に向け、取組みを着実かつ効果的に実施する。

また、第二期特定健康診査等実施計画を着実に実施し、特定健康診査及び特定保健指導の実施率の向上を図る。

加えて、健診データ及びレセプトデータ等の分析結果を踏まえ、30年度からの第二期船員保険データヘルス計画及び第三期特定健康診査等実施計画を一体的に策定する。

(2) 特定健康診査等の推進

特定健康診査の受診率の向上を図るため、これまで取り組んできた健診等の実施体制の拡充、利用手続きの簡素化の取組みを推進し、効果的な実施を図る。

- ① 生活習慣病予防健診の実施機関数の増加に努めるほか、GIS（地理情報システム）を活用した分析結果等に基づき、巡回健診の必要性の高い地域に優先的に健診車を配置するなど、受診者の利便性の向上を図る。

また、健診受診率及び満足度の向上を目的としたアンケート結果等を踏まえ、健診費用の自己負担金額の軽減及び検査項目の追加を検討する。

- ② 被扶養者に対する健診の実施に当たっては、特定健康診査に代えて生活習慣病予防健診の受診を可能とし、健診の利用促進を図る。

また、受診券の送付時に、特定健康診査と市町村が実施するがん検診との同時受診に関する広報を行う。併せて、被扶養者が多く居住している市町村と協議のうち、特定健康診査とがん検診とを同時に受診できる機会を増やす。

なお、利用手続きを簡便化するため、被扶養者については、健診等の案内とともに受診券を自宅（被保険者宅）へ直接送付する。

- ③ 生活習慣病予防健診の未受診者及び船舶所有者への船員手帳健康証明書データの提供依頼を引き続き行うほか、船員手帳健診受診後、早期に提供いただく取組みを推進する。また、船員手帳健診実施機関から直接健診データの提供を受けられるよう必要な環境整備を図る。

(3) 特定保健指導の推進

特定保健指導の実施に当たっては、保健指導の実施体制を拡充するほか、特定保健指導を全国的に実施する事業者を活用した事業所訪問による保健指導を推進し、特定保健指導利用者の拡大を図る。

(4) 加入者の健康増進等を図るための取組みの推進

- ① 加入者の健康に対する意識の向上を図るとともに、生活習慣病の重症化予防及び特定保健指導の実施率の向上を図るため、健診結果に応じたオーダーメイドの情報提供を通じて、健診受診者のうち生活習慣病のリスクがある方に対して、医療機関への受診勧奨、再検査・精密検査の受診勧奨、特定保健指導の利用勧奨、禁煙支援に関する情報提供を行う。

なお、船員手帳健康証明書データ提供者に対しては、健康づくりに関する情報提供等を行うことにより健康意識を高めるきっかけづくりになるよう努める。

- ② 健診データの分析結果等に基づき、船舶所有者ごとに加入者の健康状況について取りまとめた、いわゆる事業所カルテを活用して、健康づくり意識の醸成をめざした取組み（コラボヘルス）につなげる。

- ③ 船員労働の特殊性を踏まえた健康づくりに関するリーフレット等の配付や、ホームページへの健康情報の掲載等を通じて、加入者の健康意識の向上を図るとともに、健康づくりを支援する。
- ④ 関係団体等と連携の下、労使関係団体等による研修会や船員労働安全衛生月間におけるイベント等の機会に、保健師等の専門家を講師として派遣し、健康問題について理解、学習いただく、出前健康講座等を積極的に推進することを通じて、船舶所有者等における、加入者の健康づくりの取組みを支援、促進する。
- ⑤ 船員教育機関の協力を得て、セミナー講師を船員養成校等に派遣し健康に関する特別講義を開催するなど、若年層に向けた健康づくりの啓発等を行い、若いうちからの健康意識の醸成を図る。
- ⑥ 地方自治体等が開催する海事イベント等に参加し、直接加入者等と接する機会を設けるとともに、地方自治体等との連携を深め、船員保険の健康づくり等の取組みを広く発信する。

4. 福祉事業の着実な実施

船員労働の特殊性等を踏まえ、無線医療助言事業の運営及び洋上救急医療事業の援護を行うとともに、船員のニーズ等を踏まえたきめ細やかな保養事業の実施を通じ、加入者等の福利厚生の上昇を図る。

- (1) 船員の健康と生命の安全を守る上で重要な役割を果たす無線医療助言事業については、実施主体である横浜保土ヶ谷中央病院及び東京高輪病院と連携を図るなど、事業の円滑かつ着実な実施に努める。
- (2) 保養事業については、利用実態等を踏まえ、必要な見直し等を行いつつ、利用者数の増加に向けた広報を行うことなどにより事業の円滑かつ着実な実施に努め利用者の拡大を図る。

特に、旅行代理店の契約宿泊施設を活用した保養事業については、これまでの郵送に加え新たに船員保険部のホームページからも宿泊費の補助を受けるための申請が行えるようにするとともに、年度上限宿泊数を2泊から4泊に引き上げる。

5. 組織運営及び業務改革

健康保険事業と一体となって次のような取組みを推進する。

- (1) 組織や人事制度の適切な運営と改革
 - ① 実績や能力本位の人事の推進

協会の理念の実現に向けて、組織目標を達成するための個人目標を設定し、日々の業務遂行を通じて目標達成できる仕組みとした人事評価制度を適切に運用するとともに、その評価を適正に処遇に反映することにより、実績や能力本位の人事を推進する。

② 協会の理念を实践できる組織風土・文化の更なる定着

平成 28 年度に導入した新たな人事制度の運用・活用を通じて、協会を支える人材を育成すること等により、加入者本位、主体性と実行性の重視、自由闊達な気風と創意工夫に富んだ組織風土・文化の更なる定着を図る。

③ コンプライアンス・個人情報保護等の徹底

法令等規律の遵守（コンプライアンス）については、内部・外部の通報制度を実施するとともに、研修等を通じて、その遵守を徹底する。また、個人情報保護や情報セキュリティについては、各種規程の遵守やアクセス権限、パスワードの適切な管理等を常時点検し、徹底する。

④ リスク管理

リスク管理については、大規模自然災害が発生した場合であっても、協会事業の継続・早期の復旧を図るため、引き続き事業継続計画の整備を進める。

また、自然災害以外のリスクも含め、事態が深刻化した場合に想定される被害が大きく、かつ協会に脆弱性のあるリスクを洗い出し、より幅広いリスクに対応できるリスク管理体制の強化を検討する。

さらに、危機管理能力の向上のための研修や訓練を実施するなど、危機管理体制の整備を進める。

(2) 人材育成の推進

「OJT (On the Job Training)」「集合研修」「自己啓発」を効果的に組み合わせた新たな人材育成制度の定着を図る。

「自ら育つ」という成長意欲を持ち、日々の業務遂行を通じて「現場で育てる」という組織風土を醸成する。

また、役制定義を踏まえた職員のキャリア形成を計画的かつ効果的に行うための階層別研修を実施するとともに、重点的な分野を対象とした業務別研修を実施する。

その他、オンライン研修の実施や通信教育講座の斡旋など多様な研修機会の確保を図り、自己啓発に対する支援を行う。

(3) 業務改革・改善の推進

業務及びそのプロセスや職員の配置等の不断の点検等を通じて、職員のコア業務や企画的業務への重点化を進める。

(4) 経費の節減等の推進

引き続き、競争入札や全国一括入札、消耗品の web 発注を活用した適切な在庫管理等により、経費の節減に努める。

調達や執行については、調達審査委員会のもと、これらを適切に管理するとともに、ホームページにより調達結果等を公表することにより、透明性の確保に努める。

協会の運営に関する各種指標（平成 29 年度船員保険関係数値）について

【目標指標】

サービス関係指標		
サービススタンダードの遵守	職務外給付の受付から振込までの日数の目標(10営業日)の達成率	100%
	職務外給付の受付から振込までの日数	10 営業日以内
保険証の交付	資格情報の取得(年金事務所からの回送)から保険証送付までの平均日数	3営業日以内
疾病任意継続被保険者の保険証の交付	資格取得申請の受付または勤務していた船舶所有者における資格喪失情報の取得(年金事務所からの回送)のいずれか遅い方から保険証送付までの平均日数	3営業日以内
保健事業関係指標		
健診の実施	特定健康診査実施率	被保険者 45.0% 被扶養者 29.0%
船員手帳健康証明データの取得	船員手帳健康証明データの取得率	45.0%
保健指導の実施	特定保健指導実施率	被保険者 32.0% 被扶養者 10.0%
医療費適正化関係指標		
レセプト点検効果額	加入者1人当たり診療内容等査定効果額(医療費ベース)	93 円以上
ジェネリック医薬品の使用促進	ジェネリック医薬品使用割合(数量ベース)	72.4%

【検証指標】

事務処理誤りの防止	「事務処理誤り」発生件数
お客様からの苦情・意見	お客様からの苦情・意見の受付件数
お客様満足度	申請・手続き方法に対する満足度 職員の応接態度に対する満足度 サービス全体としての満足度
レセプト点検	加入者1人当たり資格点検効果額 加入者1人当たり外傷点検効果額 加入者1人当たり内容点検効果額
業務の効率化・経費の削減	随意契約の割合(件数)、内訳 コピー用紙等の消耗品使用状況

(注) 検証指標については、目標の設定が馴染まないまたは具体的な数値目標の設定が困難であるが、運営状況を数値により検証、確

認することが必要と考えられる指標をまとめたものであり、運営状況を踏まえて、今後、適宜追加。

Ⅲ. 事業体系（平成 29 年度）

事 項		内 容
保険運営の 企画・実施	船員保険協議会の運営	○船員保険協議会の運営を行う。
	保険料率の設定	○必要に応じて、一般保険料率（疾病保険料率・災害 保健福祉保険料率）及び介護保険料率の見直しを行 う。
	財政運営	○船員保険の財政運営を行う。
	運営の企画	○加入者の疾病の予防や健康増進、医療費適正化や業 務改革、サービス向上等に関する企画を行い、保険 者としての取組みの総合的な推進を図る。
	統計	○船員保険事業に関する統計を作成する。
	広報・情報発信等	○広報、関係方面への情報発信や情報提供を行う。
船員保険給 付等	保険証の交付	○保険証の交付や被扶養者資格の再確認等を行う。 ・被保険者数 59 千人、被扶養者数 63 千人
	保険給付	○船員保険の保険給付を行う。 【職務外疾病給付】 ・現物給付（保険医療機関等に対しては社会保険診療 報酬支払基金を通じて医療費の支払いを行う。） ・現金給付（傷病手当金、高額療養費、出産手当金、 出産育児一時金、家族出産育児一時金、療養費等） 【職務上上乘せ給付・独自給付】 ・休業手当金、下船後の療養補償、職務上年金（上乘 せ給付）、行方不明手当金 等
	レセプトの点検	○レセプトの資格点検・外傷点検・内容点検を行う。 ・レセプト件数：1,346 千件（29 年度見込み） ○自動点検機能を活用した効率的なレセプト点検の実 施
	債権の回収等	○債権の発生を抑制するとともに、発生した債権を適 正に管理し、回収する。
	疾病任意継続被保険者 業務	○疾病任意継続被保険者の資格の登録、保険料の収納 等を行う。 ・疾病任意継続被保険者：3 千人

	相談等	○支部の窓口や本部船員保険部のコールセンター機能を活用し、各種申請等の受付や相談等を行う。
	情報提供	○医療費通知（医療費に関する情報提供）等を行う。
保健・福祉事業	健診	○外部委託事業者への委託により健診事業を実施する。 <ul style="list-style-type: none"> ・被保険者（35歳以上の者）については、生活習慣病予防健診を行い、その費用の一部を負担する。 ・被扶養者（40歳以上74歳まで）については、特定健康診査又は生活習慣病予防健診を行い、その費用の一部を負担する。 ・生活習慣病予防健診受診者に対し、胃部・胸部レントゲン検査、乳がん・子宮頸がん検査、肝炎ウイルス検査を実施する。 <p style="text-align: right;">【国の定めた目標値（平成29年度）】 特定健康診査実施率：65.0%</p>
	保健指導	○外部委託事業者への委託により特定保健指導を実施する。 <ul style="list-style-type: none"> ・健診結果に基づき特定保健指導（情報提供、動機付け支援、積極的支援、その他支援）を実施する。 <p style="text-align: right;">【国の定めた目標値（平成29年度）】 特定保健指導実施率：30.0%</p>
	加入者の健康支援	○加入者の健康増進のための総合的な取組を行う。
	無線医療助言事業等	○無線医療助言事業や洋上救急医療援護事業等を行う。
	特別支給金等の支給	○特別支給金や就学等援護費の支給を行う。
	高額医療費等の貸付	○高額医療費や出産費用の貸付を行う。
	保養事業	○保養施設による保養事業等を行う。
その他	保険料に係る広報等	○保険料の納付に関する広報や勧奨を行う。

IV. 予算

1. 予算総則

平成29事業年度における全国健康保険協会の予算総則は次のとおりとする。

(1) 収入支出予算

全国健康保険協会の平成29事業年度の収入及び支出は「収入支出予算」に掲げるとおりとする。

(2) 債務負担行為（船員保険事業に関するものに限る。）

全国健康保険協会の財務及び会計に関する省令（以下「省令」という。）第8条の規定により債務を負担する行為をすることができるものは、次のとおりとする。

事 項	限度額(百万円)	年 限	理 由
システム経費	989	平成29年度以降6か年度以内	複数年度にわたる契約を締結する必要があるため
賃貸借経費	6	平成29年度以降3か年度以内	複数年度にわたる賃貸借契約を締結する必要があるため
業務委託経費	47	平成29年度以降4か年度以内	複数年度にわたる業務委託契約を締結する必要があるため
事務用品等購入経費	2	平成29年度以降4か年度以内	複数年度にわたる保険契約を締結する必要があるため

(3) 流用等の制限

省令第9条で指定する経費は、業務経費及び一般管理費とする。

なお、健康保険勘定と船員保険勘定間における流用は行うことができないものとする。

(4) 繰越制限

省令第10条で指定する経費は、人件費及び福利厚生費とする。

収入支出予算（船員保険勘定：H29. 4. 1～H30. 3. 31）（案）

（単位：百万円）

区 別	予算額
収入	
保険料等交付金	36,528
疾病任意継続被保険者保険料	1,188
国庫補助金	2,789
国庫負担金	163
職務上年金給付費等交付金	5,521
貸付返済金収入	0
運用収入	0
寄付金	-
雑収入	83
累積収支からの戻入	1,609
計	47,882
支出	
保険給付費	26,392
拠出金等	10,132
前期高齢者納付金	3,067
後期高齢者支援金	6,640
老人保健拠出金	0
退職者給付拠出金	425
病床転換支援金	0
介護納付金	3,191
業務経費	2,755
保険給付等業務経費	131
レセプト業務経費	23
保健事業経費	683
福祉事業経費	1,872
その他業務経費	46
一般管理費	1,338
人件費	433
福利厚生費	1
一般事務経費	904
貸付金	0
雑支出	246
予備費	140
累積収支への繰入	3,687
翌年度繰越	-
計	47,882

（注1）予備費は保険給付費等の0.5%を計上。

（注2）計数は四捨五入のため、一部、一致しないことがある。